

就学援助制度について

鹿児島市では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、前年の所得状況などをもとに審査を行い、認定された場合には学用品費・学校給食費などの費用を援助しています。

★ 《 保護者のみなさまへ 》

全ての方から、就学援助の申請の意思を確認しておりますので、別添の「平成〇〇年度就学援助申請意思 確認書兼申請書」(以下「確認書兼申請書」)を申請書に記載の提出日までに、必ず学校へご提出ください。市(国)立の小・中学校に兄弟姉妹がいる場合も、児童生徒一人につき一枚を提出してください。

1、就学援助を受けることができる方

鹿児島市内に住所を有し、鹿児島市立小・中学校または鹿児島大学教育学部附属小・中学校に在学する児童生徒の保護者(現に監護している方)で、同居している方を含む平成28年中の合計所得金額が、下記の世帯人員別の認定所得基準額以下の方。

- ・収入のある方が同居の場合は、住民票上別世帯であっても、同じ世帯とみなして判定します。
- ・単身赴任の方や市外の学校に在学している学生は、異なる住所であっても、同じ世帯とみなして判定します。
- ・二世帯住宅等で、玄関や光熱水費等のメーターが別々になっているなど、客観的に別世帯とみなせる場合は判定に含めません。

2、援助の内容(毎年6月頃決定)

- ① 学用品費等(学用品等の購入にかかる経費の一部・小学校1年 12,990円・2～6年 15,220円・中学校1年 24,590円・2～3年 26,820円)
- ② 給食費給食費として保護者が負担する実費
- ③ 新入学学用品費・新入学学用品の購入にかかる経費の一部(4月認定の1年生のみ対象)・小学校1年 20,470円・中学校1年 23,550円
- ④ 修学旅行費修学旅行に参加した場合のその旅行費用の一部
- ⑤ 校外活動費宿泊を伴う校外活動に参加した場合のその交通費及び見学科等の実費(年1回)
- ⑥ 体育実技用具費授業で柔道又は剣道をする場合の用具費等の実費
- ⑦ 通学費・徒歩での片道通学距離が、小学生は4キロメートル以上、中学生は6キロメートル以上である場合に、公共交通機関で通学するときの交通費(定期券またはIC乗車券の利用が必要です。定期券利用の方は定期券の写しまたは領収書を保管しておいてください。)
- ⑧ 医療費むし歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎などの学校病の治療費・新入学学用品費は、平成30年度入学者から、支給時期が入学前の3月に変更となります。

- ・小学6年生の児童がいる保護者のうち、平成〇〇年2月1日時点で就学援助の認定を受けている方が対象です。支給月は平成〇〇年3月を予定しています。
- ・小学校6年時に支給を受けた場合、中学校1年時には支給対象となりません。
- ・私立中学校に進学される場合は、支給対象になりません。(支給を受けた場合は、返還が必要です。)

3、確認書兼申請書の記入方法

★ 《 全ての方 》

申請意思確認欄の該当する番号を○で囲み、保護者氏名の記載及び押印(シャチハタ不可)してください。

★ 《 就学援助を希望される方 》

- (1) 申請書欄に、現住所、申請者氏名の記載及び押印（シャチハタ不可）してください。
 - (2) 世帯の状況欄は、同居している方全員、児童を本人としてその続柄をご記入ください。
 - (3) 申請理由欄は、該当する番号を○で囲んでください。
 - (4) 委任状欄は、記入日と申請者氏名の記載及び押印（シャチハタ不可）してください。
 - (5) 裏面の振込口座の情報記入欄に、振込口座の情報等を記入してください。また、口座番号、名義等の確認 に必要ですので、通帳の写しを必ず貼り付けてください。
- ※ 詳しくは、別紙「平成 29 年度就学援助申請意思確認書兼申請書記入要領」を参照してください。

★ 《 生活保護を受けている方 》

修学旅行費と医療費について援助を受けられます。

確認書兼申請書の上部にある申請意思確認欄の「3.生活保護受給中」を○で囲み、保護者氏名の記載及び 押印（シャチハタ不可）してください。（申請書欄の記入は必要ありません。）

★ 《 児童養護施設に入所している方 》

確認書兼申請書の上部にある申請意思確認欄の「4.児童養護施設入所中」を○で囲み、保護者氏名の記載 及び押印（シャチハタ不可）してください。（申請書欄の記入は必要ありません。）

4. 申請時の注意点

- (1) 前年度に就学援助を受けていた方であっても、引き続き援助を希望する場合は、必ず確認書兼申請書を提出してください。（※自動更新ではありません。）
- (2) 虚偽の申請により認定され、援助を受けた場合は、認定を取り消し、援助費を返還していただくことがあります。
- (3) 4 月下旬までに申請されなかった方が、年度途中で申請された場合の認定月は、確認書兼申請書を提出された月からとなり援助費は認定月以降の分が支給されます。
※ 今年 1 月 1 日現在で鹿児島市内に住所がない方（市外からの転入者や、単身赴任者、別居している学生など）は、1 月 1 日現在の住所地の市町村が発行した最新版の所得額証明書が必要となります。最新版の所得額証明書は、各市町村で 6 月中旬以降取得が可能ですので、後日、1 月 1 日現在の住所地の市町村より取り寄せた後、速やかに学校へ提出してください。（提出がされない場合、所得の確認が出来ないため、決定できません。）提出後に改めて審査を行い、判定結果を通知します。

5. 申請から援助費支給までの流れ

- (1) 就学援助を希望され、4 月下旬までに確認書兼申請書を学校へ提出された方は、7 月上旬に学校を通じて審査結果をお知らせします。
- (2) 援助費は、「2. 援助の内容」で記載している援助費目のうち、①～③は、各学期末（7 月・12 月・3 月）に、④～⑦は、実施後に支給します。⑧を除き事後の支給となりますので、校納金等は必ず学校へ納め てください。なお、⑧は、各医療機関へ直接支給します。

6. 問い合わせ先

- 申請方法や援助の内容など、制度全般に関すること
⇒ サンサンコールかごしま ☎ 099-808-3333
- 医療費以外の援助に関すること
⇒ 鹿児島市教育委員会総務課財務係 ☎ 099-227-1922
- 医療費の援助に関すること
⇒ 鹿児島市教育委員会保健体育課保健給食係 ☎ 099-227-1952